

今すぐできる! 相続対策 一度考えてみませんか?

① 節税対策

現金で財産を遺すより、相続税額を軽減することができます。

② 納税資金対策

預貯金と異なり、すぐに現金化できる資産を準備できます。

③ 遺産分割対策

遺産分割時のトラブルを防ぐことができます。

《仕組みイメージ》 共済金額500万円/60歳/男性の場合 平成29年4月現在



*ご解約される場合、お支払する返れい金の額は一時払共済掛金の額が限度になります。また、早期にご解約される場合、一時払共済掛金の額を下回ることがあります。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。【17019990039】

●お問い合わせは

JAとまこまい広域

本所共済課 TEL 0145-27-2241
白老支所 TEL 0144-82-2266

苫小牧支所 TEL 0144-72-6888
早来支所 TEL 0145-22-2525

穂別支所 TEL 0145-45-2211
追分支所 TEL 0145-25-2525

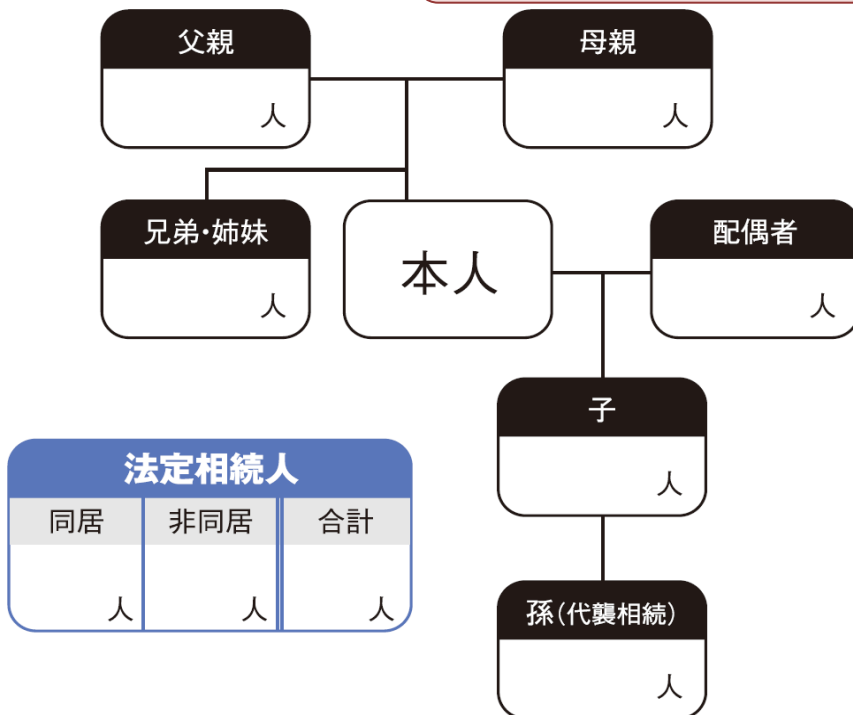
相続対策

自己チェックシート

確認してみましょう!



家族構成



基礎控除額算出

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人 人}) = \text{基礎控除額 万円}$$

死亡共済金(給付金)の非課税枠算出

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人 人} = \text{非課税枠 万円}$$

告知はかんたん♪



次の項目が「いいえ」の場合にご加入いただけます!

(いいえ)

1. 現在、病気や外傷で、安静療養中ですか?

(安静療養中とは、病気や外傷により、仕事や家事ができない状態で、入院中または家庭で療養していることをいいます。)

(いいえ)

2. 今後、入院または手術の予定がありますか?

(医師により入院または手術をすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。)

※両方が「いいえ」の場合でも、ご職業などによってご加入いただけない場合があります。